

# 山梨県公報

第二百八十五号

令和四年

五月十九日

木曜日

## 目次

○使用料の収納事務の委託……………二七三

## 訓令

○山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令……………二七三

○山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令……………二七三

## 公告

○一般競争入札について……………二七四

○国土調査の指定……………二七五

○土地改良区役員の退任……………二七五

○公共測量の実施(二件)……………二七六

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………二七六

## 告示

### 山梨県告示第二百二十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

令和四年五月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 委託の相手方 埼玉県さいたま市大宮区大門町一番地一号 弁護士法人ライズ総合法律事務所

二 委託に係る使用料 県営住宅、特定公共賃貸住宅及び準特定優良賃貸住宅に係る家賃及び駐車場の使用料

三 委託の期間 令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

## 訓令

### 山梨県訓令甲第九号

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年五月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県総合計画推進本部規程(平成十九年山梨県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「知事政策補佐官 地域ブランド統括官」を「地域ブランド・DX統括官

感染症対策統括官補」に、「県民生活部長」を「県民生活部長 男女共同参画・共生社会推進統括官」に改める。

別表第二知事直轄組織の項の前に次のように加える。

知事政策補佐官

別表第二知事直轄組織の項中「感染症対策統括官補 感染症対策推進監 主幹」を「知事直轄組織理事 企画調整主幹」に改め、同表県民生活部の項の次に次のように加える。

男女共同参画 男女共同参画・共生社会推進統括官次長 主幹

・共生社会推進統括官

別表第二企業局の項中「企業局長」を「企業局次長」に改める。

### 附則

この訓令は、公布の日から施行する。

### 山梨県訓令甲第十号

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年五月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政改革推進本部規程の一部を改正する訓令  
山梨県行政改革推進本部規程（平成十九年山梨県訓令第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「知事政策補佐官 地域ブランド統括官」を「地域ブランド・DX統括官 感染症対策統轄官補」に、「県民生活部長」を「県民生活部長 男女共同参画・共生社会推進統括官」に改める。

別表第二中「感染症対策統轄官補」を「知事政策補佐官 知事直轄組織理事」に、「県民生活部次長」を「県民生活部次長 男女共同参画・共生社会推進統括官次長」に、「企業局長」を「企業局次長」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束との間の協定を受ける調達契約に係るものである。

令和四年五月十九日

山梨県産業技術センター

所 長 内 藤 裕 利

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 名称 電波暗室

(二) 数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限 令和五年三月十七日

4 納入場所 山梨県産業技術センター所長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県産業労働部産業技術センター

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参

加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き一年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（物品）に係る登録を受けている者であること。

4 その他入札説明書に定める要件を満たすこと。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和四年六月三日（金）まで（山梨県の休日を含める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所にあらかじめ連絡の上、持参又は郵送により提出すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 この公告の日から令和四年五月二十六日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、次

に掲げる場所において一般の縦覧に供する。

郵便番号四〇〇一〇〇五五山梨県甲府市大津町二千九十四山梨県産業技術センター（電話〇五五二四三一六一一）

## 2 入札説明書の交付方法

(一) この公告の日から令和四年五月二十六日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五に掲げる場所において直接交付する。

(二) (一)以外の方法による交付を希望する場合は、令和四年五月二十五日（水）午後五時までに五に掲げる場所に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

## 4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和四年七月一日（金）午後一時三十分

(二) 場所 山梨県甲府市大津町二千九十四山梨県産業技術センター

5 郵便等による入札書の提出先及び期限 別途指示する方法により、五に掲げる場所へ令和四年六月三十日（木）午後五時までに到着するように提出すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）

第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免

除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約締結日 入札の日から七日以内

5 違約金の有無 有

6 前払金の有無 無

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県産業技術センター（電話〇五五二四三一六一一）

## ※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Electromagnetic anechoic chamber 1 set

2 Date and time for tender: 1:30PM July 1, 2022

3 Bureau in charge: Yamanaishi Industrial Technology Center 2094 Otsu Kofu

Yamanashi 400-0055 Japan TEL 055-243-6111

## ● 国土調査の指定

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、次のとおり

国土調査として指定した。

令和四年五月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 国土調査の指定年月日

令和四年五月十日

二 調査を行う者の名称

笛吹市

三 調査地域

笛吹市石和町市部の一部

四 調査期間

令和四年五月十日から令和六年三月三十一日まで

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、上野原土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

令和四年五月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	水越辰巳	一 上野原市上野原二千六十番地	令和四年四月一日

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により峡南建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 峡南建設事務所身延支所管内のうち南巨摩郡南部町の一部
- 三 測量の期間 令和四年四月二十八日から令和四年十二月十五日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年五月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量地図情報レベル500）
- 二 測量の地域 山梨市、甲州市及び北都留郡丹波山村
- 三 測量の期間 令和四年四月二十六日から令和四年十二月十五日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和四年五月十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市大草町若尾字東田三百五十三番一、三百五十六番三、三百五十九番一、三百五十九番五、三百五十九番六及び三百五十九番七並びに同市龍岡町若尾新田字海老島一番一、一番二の一部、三番一、四番二の一部、五番一、四十三番二十九、四十三番三十、道の一部及び水の一部
- 二 公共施設の種類の種類、位置及び区域

公共施設の種類の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県韮崎市大草町若尾三百五十九番一 株式会社韮崎電子 代表取締役 清水 美知雄及び宇佐美 城治